

御前崎市原子力災害広域避難計画



平成 29 年 3 月策定
平成 30 年 3 月修正
平成 31 年 3 月修正
令和 2 年 4 月修正
令和 3 年 5 月修正
令和 4 年 3 月修正
令和 5 年 3 月修正
令和 6 年 3 月修正
令和 7 年 3 月修正

御前崎市

空白のページ

目 次

	頁
1 総則	1
(1) 計画の目的	
(2) 浜岡原子力発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	
(5) 計画の修正	
2 避難等の判断基準と実施	5
(1) 避難等の判断基準	
(2) 避難等の実施体制	
(3) 避難等に係る広報	
3 避難先	9
(1) 避難先確保の方針	
(2) 避難先確認の手順	
(3) 避難先に示している留意点	
4 避難経路	12
(1) 主な避難経路	
(2) 市内の避難経路	
(3) 避難経由所	
5 住民（一般）の広域避難	19
(1) 自家用車等による広域避難	
(2) バス等による集団広域避難	
6 避難退域時検査及び簡易除染	24
(1) 検査場所	
(2) 実施方法	
7 安定ヨウ素剤の配布及び服用	25
(1) 事前配布体制の整備	
(2) 緊急時の安定ヨウ素剤の服用指示	

8	要配慮者等の広域避難	26
	(1) 在宅の要配慮者の広域避難	
	(2) 社会福祉施設利用者の広域避難	
	(3) 病院入院患者の広域避難	
	(4) 外国人の広域避難	
9	学校等の広域避難	34
10	一時滞在者（観光客等）への対応	36
	(1) 一時滞在者への情報提供及び早期帰宅の呼びかけ等	
	(2) 避難方法等	
11	今後の検討課題	37
	(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
	(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題	

1 総 則

(1) 計画の目的

本計画は中部電力㈱浜岡原子力発電所（以下、「発電所」という。）における重大事故等に起因する原子力災害の発生もしくは発生するおそれがある場合に備え、御前崎市地域防災計画の原子力災害対策編（以下、「市防災計画」という。）に基づき、市域を越える広域的な避難措置（以下、「広域避難」という。）に必要なルールや体制等を定めるものであり、あらかじめ御前崎市民及び避難先自治体、国、県などの防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対策を準備することにより、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的とする。

本計画と関係法令、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻、関係マニュアル等との関係を別図 1 に示す。

以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻を「県防災計画」、中部電力株式会社を「事業者」、避難・一時移転及び屋内退避を「避難等」、大規模な地震や大津波の発生に伴う複合的な原子力災害を「複合災害」という。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表 1 のとおり

表 1 浜岡原子力発電所の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機	5 号 機	合 計 本 数
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査 中（平成 22 年 11 月 29 日～）	施設定期検査 中（平成 24 年 1 月 25 日 ～）	施設定期検査 中（平成 24 年 3 月 22 日 ～）	
定格電気出力			110 万 kW	113.7 万 kW	138 万 kW	
営 業 運 転 開 始 日			昭和 62 年 8 月 28 日	平成 5 年 9 月 3 日	平成 17 年 1 月 18 日	
使用済燃料プ ール貯蔵容量	0 体	0 体	3,134 体	3,120 体	3,696 体	計 9,950 体
使用済燃料 保 管 体 数 ¹	0 体	0 体	2,060 体 (764 体)	1,977 体 (764 体)	2,505 体 (872 体)	計 8,942 体
運 転 終 了 日	平成 21 年 1 月 30 日					

¹ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）合計 8,942 体（うち使用済 6,542 体）。1 体とは燃料集合体の数であり 1 体の燃料集合体には 60～74 本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

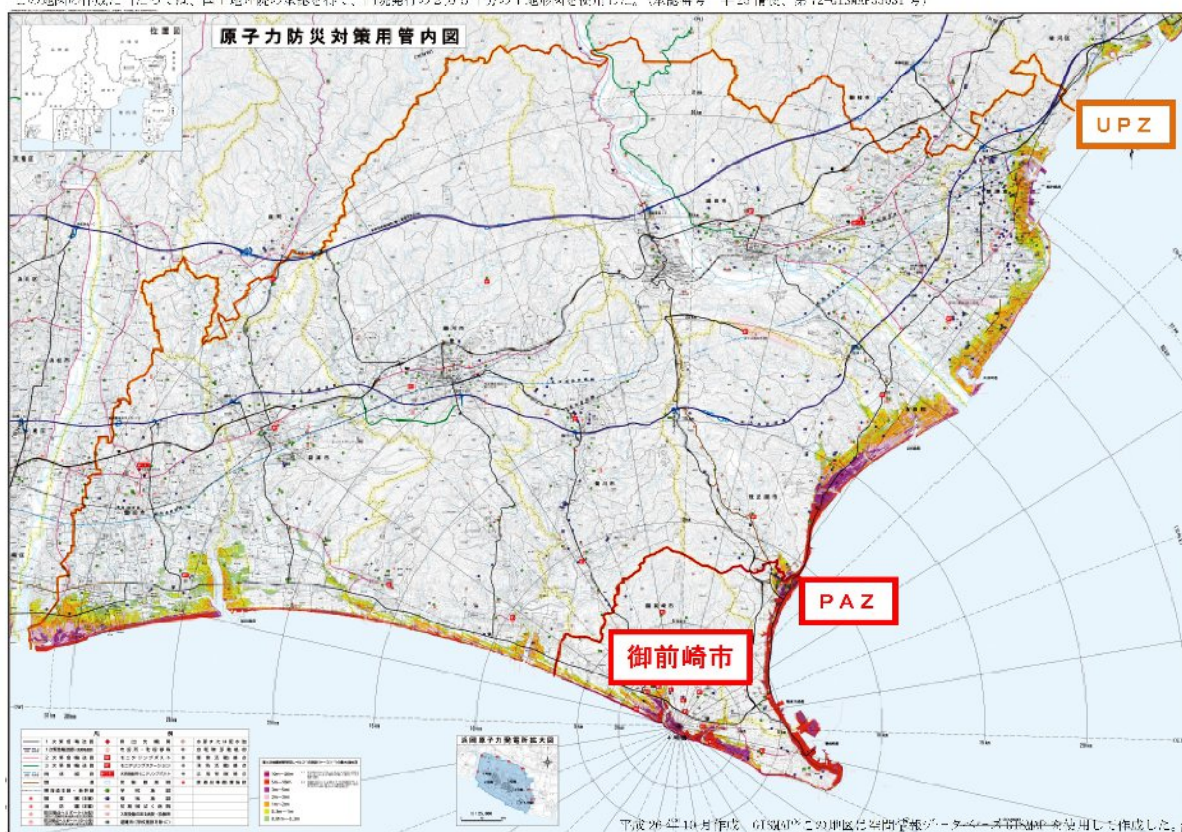
本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(4) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

市では、市内全域を原子力災害対策重点区域としており、発電所の事故が急速に進展する場合において、放射線被ばくによる重篤な確定的影響²を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、発電所の状況に応じて放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に広域避難等の防護を準備及び実施する区域に指定している。区域の種類及び範囲は図1のとおり。

図1 原子力災害対策重点区域（PAZ³、UPZ⁴）

この地図の作成に当たっては、国土院の承諾を得て、国院発行の1:50,000の地形図を使用した。（承諾番号：平25-地認第72-61584P3031号）



² 確定的影響：一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障などの症状が発生するとされる。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。

³ PAZ (Precautionary Action Zone)：予防的防護措置を準備する区域

⁴ UPZ (Urgent Protective action Planning Zone)：緊急防護措置を準備する区域

参考として表 2 に発電所周辺地域の集落別の人口、表 3 に方位別の人口を示す。

表 2 集落別の人口

令和 6 年 4 月 1 日現在

地区	町内会	人口等(総数)				要配慮者等(人)					延齢行動 要支援者 (人)	年齢別人口(人)				
		世帯数	男	女	計	0～6歳 未就学児	妊婦	高齢者 75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳 未満	7歳～13 歳未満	13歳～40 歳未満	40歳以上
池 新 田	東町	981	1,103	937	2,040	95	4	265	93	197	44	45	50	78	619	1,248
	本町	631	653	682	1,335	52	2	274	67	93	46	19	33	58	315	910
	早苗町	263	301	282	583	10	0	125	29	56	11	5	5	20	147	406
	中町	982	1,094	1,028	2,122	95	7	275	93	178	58	43	52	75	592	1,360
	大山	1,144	1,369	1,368	2,737	142	13	298	103	177	70	61	81	199	808	1,588
高 松	門屋	422	587	562	1,149	54	2	160	46	43	25	19	35	85	298	712
	塩原	494	632	600	1,232	61	3	168	57	45	29	25	36	68	313	790
	合戸	277	385	389	774	29	3	169	36	14	27	11	18	36	170	539
朝 比 奈	上朝比奈	164	240	227	467	22	1	88	26	4	6	8	14	25	102	318
	下朝比奈	289	463	432	895	42	1	179	47	11	37	19	23	44	208	601
	朝比奈原	181	286	297	583	25	0	103	28	6	17	11	14	30	114	414
佐 倉	佐倉一区	621	732	695	1,427	70	5	190	58	70	41	22	48	78	378	901
	佐倉二区	530	656	490	1,146	46	3	158	48	35	41	16	30	59	347	694
	佐倉三区	381	501	432	933	38	4	123	40	17	21	13	25	55	232	608
	桜ヶ池	388	454	369	823	47	5	118	25	38	8	17	30	32	232	512
比 木	上比木	170	250	250	500	14	0	89	24	4	5	2	12	31	94	361
	下比木	217	299	305	604	17	0	109	31	12	22	8	9	32	129	426
	比木原	87	126	128	254	6	0	58	13	4	15	1	5	13	48	187
新 野	新野南	155	220	246	466	18	0	89	18	8	7	7	11	15	109	324
	新野西	204	277	278	555	27	1	106	28	12	29	8	19	31	119	378
	新野東	159	207	225	432	18	0	104	25	10	13	8	10	22	91	301
御 前 崎	上岬区	232	292	321	613	19	0	138	32	16	20	1	18	27	139	428
	下岬区	196	249	259	508	9	0	123	25	7	23	2	7	11	112	376
	大山区	474	563	534	1,097	37	0	256	61	20	62	14	23	39	259	762
	西側区	263	371	389	760	11	0	176	32	16	27	5	6	36	171	542
	女岩区	245	315	330	645	23	0	151	36	7	26	12	11	39	146	437
	広沢区	241	311	307	618	22	0	139	27	14	22	7	15	34	126	436
白 羽	新谷区	434	590	614	1,204	30	1	250	49	38	44	8	22	48	290	836
	薄原区	336	483	498	981	35	5	203	40	9	42	15	20	42	220	684
	中原区	169	226	239	465	12	2	94	23	12	20	3	9	24	96	333
	白羽区	378	501	502	1,003	48	1	170	41	23	33	15	33	59	239	657
	白浜区	247	348	300	648	23	2	109	28	19	29	3	20	28	168	429
	新神子区	187	256	270	526	16	0	101	25	8	22	4	12	23	117	370
合計		12,142	15,340	14,785	30,125	1,213	65	5,158	1,354	1,223	942	457	756	1,496	7,548	19,868

表3 方位別の人口

令和6年4月1日現在

町内会	発電所からの距離	方位	人口等(総数)				要配慮者等(人)					避難行動要支援者(人)	年齢別人口(人)				
			世帯数	男	女	計	0～6歳未就学児	妊婦	高齢者75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳未満	7歳～13歳未満	13歳～40歳未満	40歳以上
白羽区	5km圏	東南東	378	501	502	1,003	48	1	170	41	23	33	15	33	59	239	657
白浜区			247	348	300	648	23	2	109	28	19	29	3	20	28	168	429
新神子区			187	256	270	526	16	0	101	25	8	22	4	12	23	117	370
中原区			169	226	239	465	12	2	94	23	12	20	3	9	24	96	333
上岬区	232		292	321	613	19	0	138	32	16	20	1	18	27	139	428	
下岬区	196		249	259	508	9	0	123	25	7	23	2	7	11	112	376	
大山区	10km圏		474	563	534	1,097	37	0	256	61	20	62	14	23	39	259	762
西側区			263	371	389	760	11	0	176	32	16	27	5	6	36	171	542
女岩区			245	315	330	645	23	0	151	36	7	26	12	11	39	146	437
広沢区			241	311	307	618	22	0	139	27	14	22	7	15	34	126	436
薄原区			336	483	498	981	35	5	203	40	9	42	15	20	42	220	684
新谷区	5km圏	東	434	590	614	1,204	30	1	250	49	38	44	8	22	48	290	836
佐倉一区	5km圏	東北東	621	732	695	1,427	70	5	190	58	70	41	22	48	78	378	901
佐倉二区			530	656	490	1,146	46	3	158	48	35	41	16	30	59	347	694
佐倉三区	5km圏	北北東	381	501	432	933	38	4	123	40	17	21	13	25	55	232	608
上比木			170	250	250	500	14	0	89	24	4	5	2	12	31	94	361
下比木			217	299	305	604	17	0	109	31	12	22	8	9	32	129	426
比木原			87	126	128	254	6	0	58	13	4	15	1	5	13	48	187
桜ヶ池	5km圏	北	388	454	369	823	47	5	118	25	38	8	17	30	32	232	512
上朝比奈			164	240	227	467	22	1	88	26	4	6	8	14	25	102	318
下朝比奈			289	463	432	895	42	1	179	47	11	37	19	23	44	208	601
朝比奈原	10km圏		181	286	297	583	25	0	103	28	6	17	11	14	30	114	414
東町	5km圏	北北西	981	1,103	937	2,040	95	4	265	93	197	44	45	50	78	619	1,248
本町			631	653	682	1,335	52	2	274	67	93	46	19	33	58	315	910
早苗町			263	301	282	583	10	0	125	29	56	11	5	5	20	147	406
中町			982	1,094	1,028	2,122	95	7	275	93	178	58	43	52	75	592	1,360
大山			1,144	1,369	1,368	2,737	142	13	298	103	177	70	61	81	199	808	1,588
新野南			155	220	246	466	18	0	89	18	8	7	7	11	15	109	324
新野西	10km圏		204	277	278	555	27	1	106	28	12	29	8	19	31	119	378
新野東			159	207	225	432	18	0	104	25	10	13	8	10	22	91	301
門屋	5km圏	北西	422	587	562	1,149	54	2	160	46	43	25	19	35	85	298	712
塩原			494	632	600	1,232	61	3	168	57	45	29	25	36	68	313	790
合戸	10km圏		277	385	389	774	29	3	169	36	14	27	11	18	36	170	539

(5) 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、関係法令、原子力災害対策指針、県防災計画、市防災計画等の改正や国、県、県内市町及び防災関係機関との協議・検討結果により随時、更新するものとする。

2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和6年9月11日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、本市、事業者等が連携し実施する。

避難等の判断基準とその内容は表4のとおりである。また、UPZを含む避難等の判断基準とその内容は、参考資料1のとおり。

本市においては、市内全域がPAZ内であることから、原則としてEALに基づく防護対策を行う。

避難等については、施設敷地緊急事態となった場合、高齢者、乳幼児、障がいのある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、一般住民の避難を実施する。

表4 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容
EAL ₅ に基づく避難等	警戒事態 EAL1 (AL) 例) 御前崎市で震度6弱以上の地震発生	施設敷地緊急事態要避難者 ⁶ の避難準備
	施設敷地緊急事態 EAL2 (SE) (特定事象通報時(原災法 ⁷ 10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民等 ⁸ の避難準備
	全面緊急事態 EAL3 (GE) (原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施

⁵ EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

⁶ 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者や要配慮者と共に避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

⁷ 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

⁸ 住民等 : 当該区域の住民及び旅行者、通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

（２）避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図２に示す。

１）政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合）（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び市に指示をする。

２）原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合）（施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、市、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び市に伝達するとともに、県及び市からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

３）県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

４）市原子力災害対策（警戒）本部

市の情報連絡体制を図２に示す。市の庁舎に設置され、市長を本部長とし、市全部局から構成される。市は政府からの避難等の指示を受け、住民へ同報無線、ケーブルテレビ、防災メール、広報車等あらゆる手段を通じて速やかに指示を行うとともに、避難誘導を行う。

（３）避難等に係る広報

１）住民等への情報伝達活動

ア 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

イ 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容に

ついて国及び県の災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

エ 市は、情報伝達に当たって、同報無線（屋外スピーカー）、ホームページ、防災メール、緊急速報メール、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応じるため、あらゆる手段を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

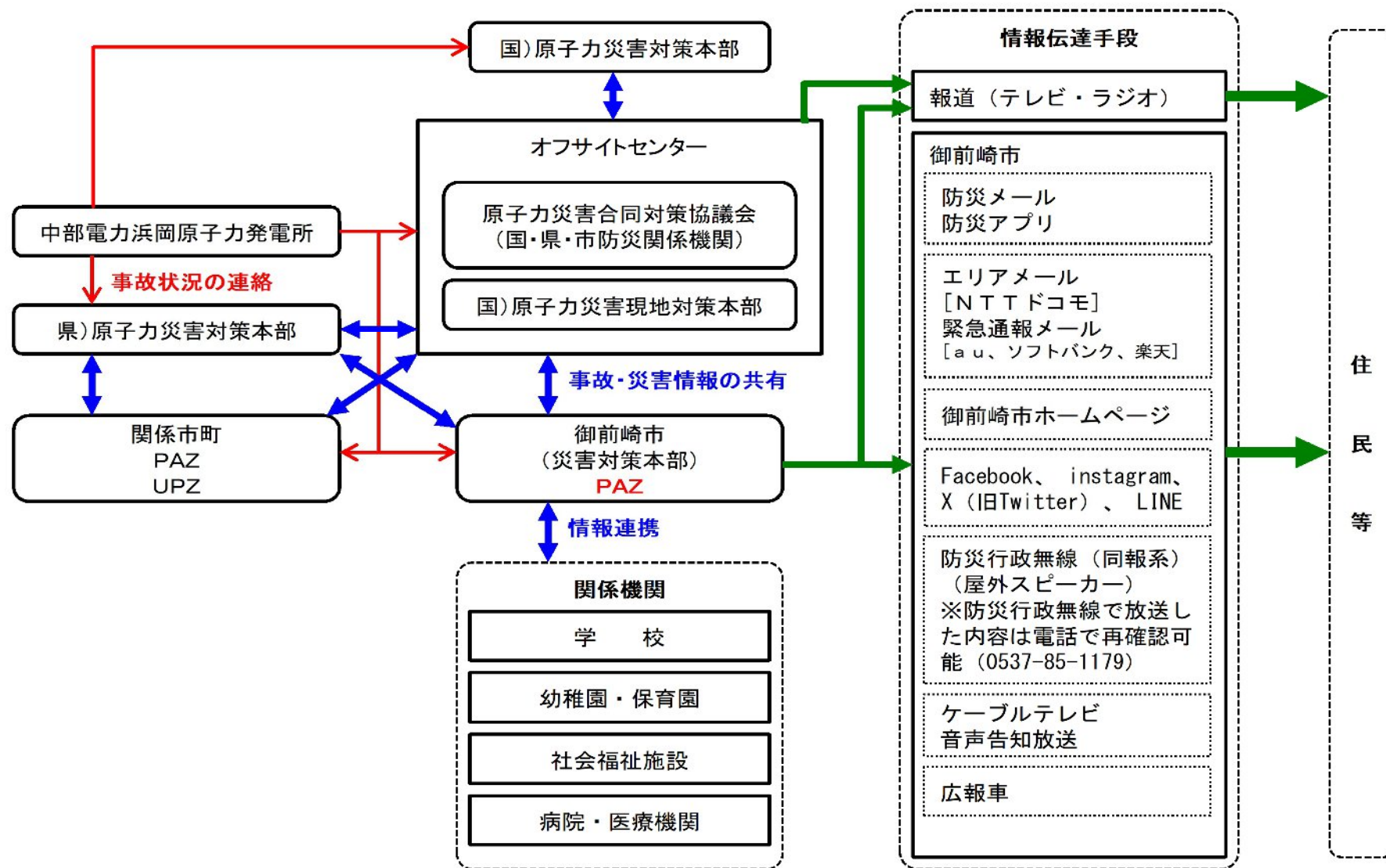
オ 市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業者等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

2) 住民等からの問い合わせに対する対応

ア 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用番号を備え、窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

イ 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利権益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合においては、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

図2 市の情報連絡体制



3 避難先

(1) 避難先確保の方針

- 1) 市内全域の住民を避難計画の対象とする。
- 2) 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- 3) 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは避難先1、大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合に備え、避難先2を確保する。避難先は表5のとおりである。
- 4) 各避難所への避難者の割り振りについては、町内会単位を基本とし、地域コミュニティを確保する。

表5 本市の県内避難先及び協議中の県

避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで 避難先 1 に避難できない場合)
浜松市	長野県 (松本地域、北アルプス地域、長野地 域、北信地域)

長野県の地域毎の市町村は以下のとおり。なお、協議先の地域等については今後変更される場合がある。

松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

北アルプス地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村

北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

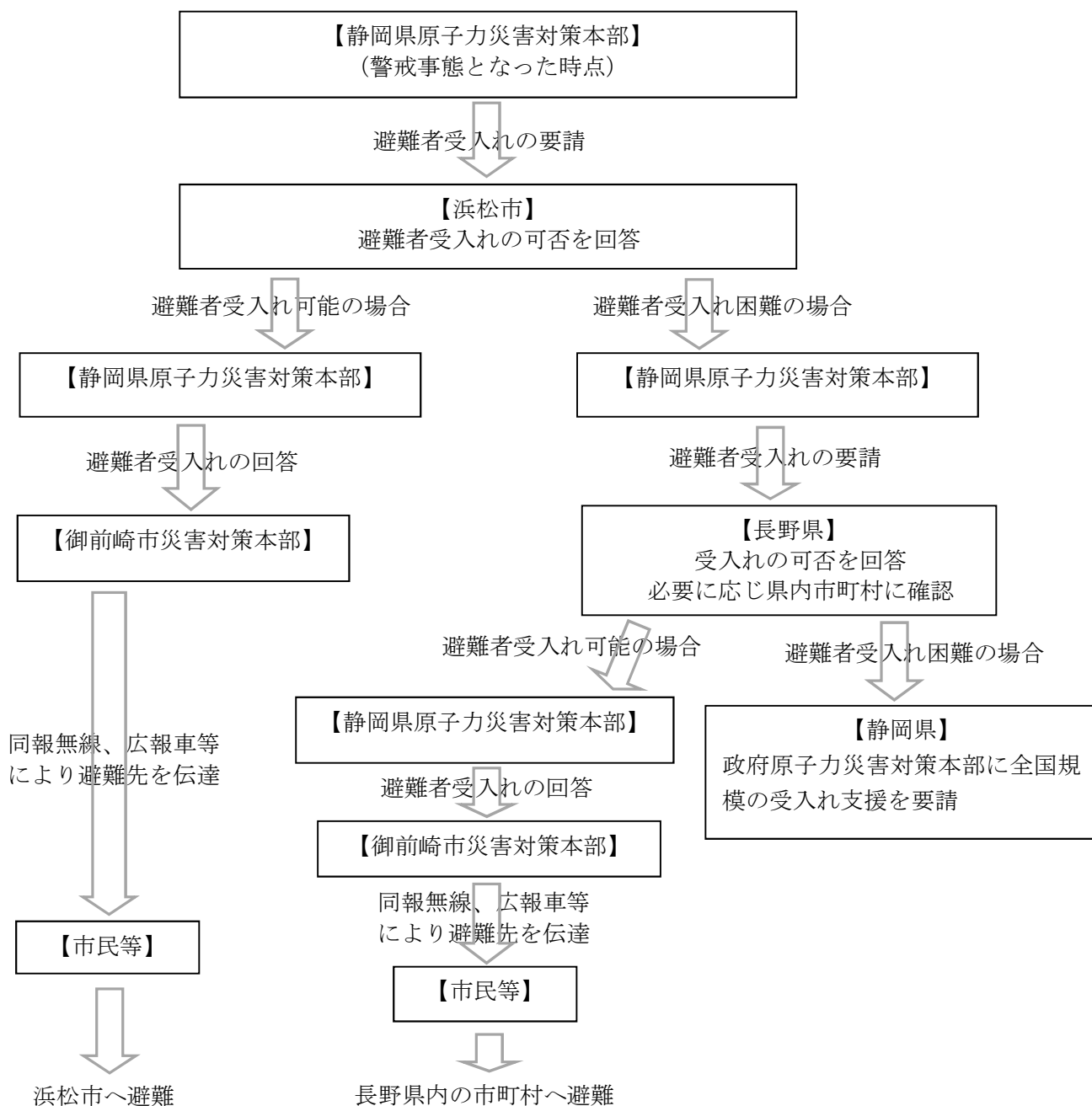
(2) 避難先確認の手順

避難先確認の手順を図3に示す。避難の際には、静岡県が浜松市に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、浜松市が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、静岡県が長野県及び長野県内の市町村に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、浜松市内、長野県内とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

図3 避難先確認の手順



(3) 避難先に示している留意点

静岡県は、避難先の浜松市、長野県内の避難先市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- 1) 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- 2) 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- 3) 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- 4) 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに本市で引き継ぐものとする。
- 5) 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- 6) 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、浜松市、長野県の避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3㎡（有効面積）を目安とする。
- 7) 食料や資機材については、原則、本市で準備する（避難者が調達する、本市が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村の支援を受けた場合、本市で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

4 避難経路

(1) 主な避難経路

各町内会等から避難先への主な避難経路は、表 6-1 の経路が想定される。避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。また、避難の際は、市が道路状況（地震の被害等）を考慮し、静岡県が決定する主な避難経路に到達できるよう市内の避難経路を決定する。

(2) 市内の避難経路

市内の避難経路及びバス等による避難のための一時集合場所は表 6-1 のとおりとする。

なお、一時集合場所選定においては、下記事項を考慮した。

- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること
- コンクリート造の屋内施設を有することが望ましい（特に発電所から近い地域）

(3) 避難経由所

避難の際、混乱を抑制し迅速な避難を実施するため、避難先地域でのランドマークとなり、且つ、避難所を案内する場所として避難経由所を設置する。施設の選定は避難先自治体と協議し立地や運用面を考慮している。

また、避難先ごとに指定した避難経由所は、表 6-2 のとおりとする。避難経由所の開設手順、配備要員及び配備要員との連絡手段等について、マニュアル等によりあらかじめ定めておくものとする。運営は関係自治体で行うが、事業者等が運営の補助にあたる。

表 6 - 1 避難経路及び一時集合場所（避難先 1）

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場 所～避難先)	避難経由所									
池新田	東町	浜岡中学校	県道 掛川浜岡線 国道 150 号 県道 大東相良線 国道 1 号 県道 相良浜岡線 県道 浜岡菊川線	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速道路 国道 150 号 国道 152 号 国道 1 号	浜名湖ガーデンパーク (静岡県浜松市)									
	本町														
	早苗町														
	中町														
	大山														
高松	門屋	高松地区センター				国道 473 号			浜名湖ガーデンパーク (静岡県浜松市)						
	塩原新田														
	合戸														
佐倉	佐倉一区	佐倉地区センター				東名高速					浜松市渚園 (静岡県浜松市)				
	佐倉二区														
	佐倉三区														
	桜ヶ池														
比木	比木原	比木地区センター				新東名高速							浜松まつり会館北側・ 遠州灘海浜公園「風車 公園」南側駐車場 (静岡県浜松市)		
	上比木														
	下比木														
朝比奈	朝比奈原	朝比奈地区センター				遠州灘海浜公園「凧場 公園」 (静岡県浜松市)									
	上朝比奈														
	下朝比奈														
新野	新野西	新野地区センター													浜松市渚園 (静岡県浜松市)
	新野東														
	新野南														

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難経由所
御前崎	上岬区	御前崎小学校	県道 御前崎堀野新田線 国道 1 号 国道 473 号 東名高速 新東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速道路 国道 150 号 国道 152 号 国道 1 号	浜松まつり会館北側・ 遠州灘海浜公園「風車 公園」南側駐車場 (静岡県浜松市)
	下岬区					
	大山区					
	西側区					
	女岩区					
	広沢区					
白羽	新谷区	白羽小学校	県道 薄原地頭方線 東名高速 新東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速道路 国道 150 号 国道 152 号 国道 1 号	遠州灘海浜公園「凧場 公園」 (静岡県浜松市)
	薄原区					
	中原区					
	白羽区					
	白浜区					
	新神子区					

避難経路及び一時集合場所（避難先２）

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難経由所
池新田	東町	浜岡中学校	県道 掛川浜岡線 国道 150 号	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →中央道 東名高速 →新東名高速 →東海環状道 →中央道 東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	小坂田公園 (長野県塩尻市) 大町運動公園 (長野県大町市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 中野市 B & G 海洋センター (長野県中野市) 松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	高松地区センター	県道 掛川浜岡線 国道 150 号	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →新東名高速 →東海環状道 →中央道 東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	小坂田公園 (長野県塩尻市) 大町運動公園 (長野県大町市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 中野市 B & G 海洋センター (長野県中野市) 松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	佐倉地区センター	県道 大東相良線 国道 1 号 国道 473 号	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	小坂田公園 (長野県塩尻市) 大町運動公園 (長野県大町市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 中野市 B & G 海洋センター (長野県中野市) 松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	比木地区センター	県道 相良浜岡線 東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	小坂田公園 (長野県塩尻市) 大町運動公園 (長野県大町市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 中野市 B & G 海洋センター (長野県中野市) 松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	朝比奈地区センター	県道 浜岡菊川線 新東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	小坂田公園 (長野県塩尻市) 大町運動公園 (長野県大町市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 中野市 B & G 海洋センター (長野県中野市) 松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	新野地区センター	県道 相良浜岡線 東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道 新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	小坂田公園 (長野県塩尻市) 大町運動公園 (長野県大町市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 安曇野市防災広場 (長野県安曇野市) 中野市 B & G 海洋センター (長野県中野市) 松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	新野東					
	新野南					

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域時検査場所）	避難退域時検査場所 （候補箇所）	想定される避難経路 （避難退域時検査場 所～避難先）	避難経由所	
御前崎	上岬区	御前崎小学校	県道 御前崎堀野新田線 → 国道 1 号 → 国道 473 号 → 東名高速 → 新東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →中央道	松本市音楽文化ホール （長野県松本市）	
	下岬区				東名高速 →新東名高速 →東海環状道 →中央道		
	大山区				東名高速 →東海環状道 →中央道		
	西側区				東名高速 →東海環状道 →中央道→長野道		
	女岩区				東名高速 →東海環状道 →中央道→長野道		
	広沢区				東名高速 →東海環状道 →中央道→長野道		
白羽	新谷区	白羽小学校		県道 薄原地頭方線	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	南長野運動公園 （長野県長野市）
	薄原区					新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	中原区					新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	白羽区					新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	白浜区					新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	新神子区					新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	

表 6 - 2 地区毎の避難先（避難先 1）

避難元		避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)		避難経由所		避難所
地区名	町内会名			名称	所在地	
池新田	東町	静岡県	浜松市	浜名湖ガーデンパーク	浜松市中央区 村櫛町 5475-1	避難経由所で指示
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	静岡県	浜松市	浜名湖ガーデンパーク	浜松市中央区 村櫛町 5475-1	
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	静岡県	浜松市	浜松市渚園	浜松市中央区 舞阪町弁天島 5005-1	
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	静岡県	浜松市	浜松まつり会館 北側・遠州灘海浜公園「風車公園」南側駐車場	浜松市中央区 中田島町 1313・1674	
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	静岡県	浜松市	遠州灘海浜公園「凧場公園」	浜松市中央区 白羽町 2834-1	
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	静岡県	浜松市	浜松市渚園	浜松市中央区 舞阪町弁天島 5005-1	
	新野東					
	新野南					
御前崎	上岬区	静岡県	浜松市	浜松まつり会館 北側・遠州灘海浜公園「風車公園」南側駐車場	浜松市中央区 中田島町 1313・1674	
	下岬区					
	大山区					
	西側区					
	女岩区					
	広沢区					
白羽	新谷区	静岡県	浜松市	遠州灘海浜公園「凧場公園」	浜松市中央区 白羽町 2834-1	
	薄原区					
	中原区					
	白羽区					
	白浜区					
	新神子区					

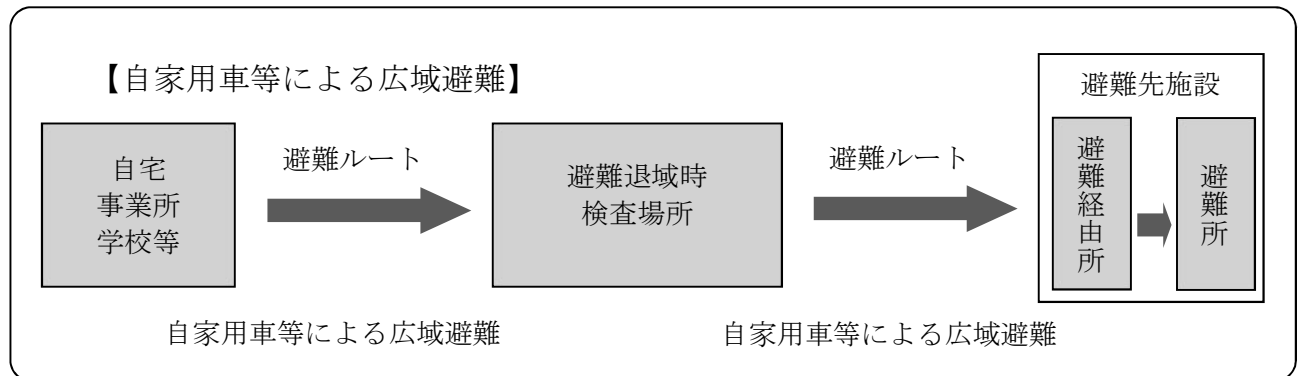
表 6 - 2 地区毎の避難先（避難先 2）

避難元		避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
地区名	町内会名			名称	所在地	
池新田	東町	長野県	松本地域	小坂田公園	塩尻市塩尻町 1080	避難経由所で指示
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	長野県	北アルプス地域	大町運動公園	大町市常盤 5638-44	
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	長野県	松本地域	安曇野市防災広場	安曇野市豊科南穂高 803	
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	長野県	松本地域	安曇野市防災広場	安曇野市豊科南穂高 803	
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	長野県	北信地域	中野市 B & G 海洋センター	中野市穴田 3697-2	
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	長野県	松本地域	松本市音楽文化ホール	松本市大字島内 4351	
	新野東					
	新野南					
御前崎	上岬区	長野県	松本地域	松本市音楽文化ホール	松本市大字島内 4351	
	下岬区					
	大山区					
	西側区					
	女岩区					
	広沢区					
白羽	新谷区	長野県	長野地域	南長野運動公園	長野市篠ノ井東福寺 320	
	薄原区					
	中原区					
	白羽区					
	白浜区					
	新神子区					

5 住民（一般）の広域避難

（１）自家用車等による広域避難

1）自家用車等による広域避難



ア 避難指示等の発令により住民等が広域避難する場合において、自らが自家用車等を運転できる者又は自家用車等に同乗することで避難が可能な者の避難（以下「自家用車等による避難」という。）は、自家用車等による避難を原則とするものとする。

イ 渋滞の抑制や避難先施設における駐車場確保の観点から、「複数乗り合い」を原則とする。

ウ 放射性物質が浮遊している環境下では、車内への外気侵入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を住民等が自ら行い避難しなければならない。

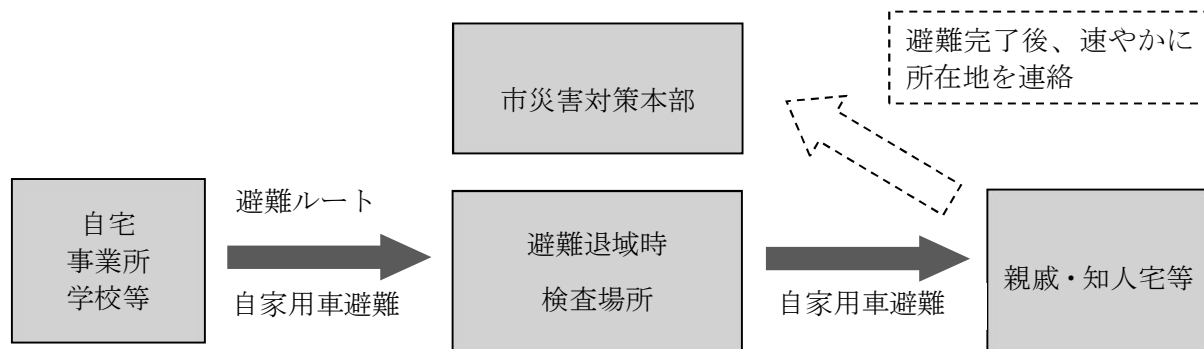
エ 複合災害及び警察等が避難措置により交通規制を実施した場合等、あらかじめ市が指定する避難ルートが確保できない場合は、警察等の適切な交通規制・誘導に従い、代替の避難ルートにより避難を実施しなければならない。

オ 自家用車等で避難する住民等は、避難退域時検査場所を経由し、検査済証等を受け取らなければならない。

カ 安定ヨウ素剤服用指示がある場合は、安定ヨウ素剤を服用してから避難するものとする。

2) 自家用車等による避難のうち、市が指定した避難先施設以外に避難する場合

【自家用車等による広域避難（避難先施設以外に避難する場合）】



ア 自家用車等により避難する場合において、親戚や知人宅など市が指定する避難先以外に避難する場合は、市が発令する避難指示等により避難を開始するものとし、市が指定する避難先以外に避難が完了した住民等は、安否確認のため速やかに所在地を市に連絡しなければならない。なお、市の連絡先は、災害発生時に報道機関等を通じて住民等に広報するものとする。

イ 渋滞の抑制の観点から、「複数乗り合い」を原則とする。

ウ 放射性物質が浮遊している環境下では、車内への外気進入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を住民等が自ら行い避難しなければならない。

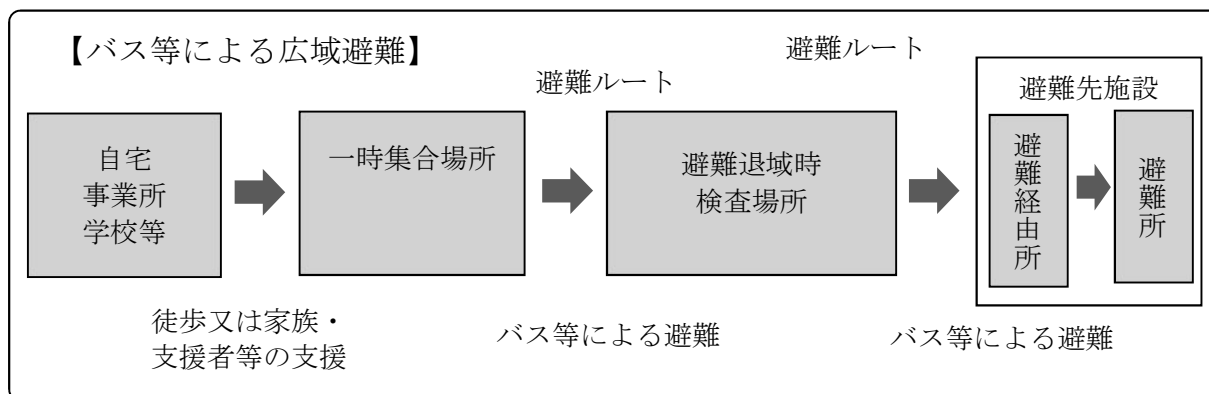
エ 複合災害及び警察等が避難措置により交通規制を実施した場合等、あらかじめ市が指定する避難ルートで避難できない場合は、警察等の適切な交通規制・誘導に従い、代替の避難ルートにより避難を実施しなければならない。

オ 自家用車等で避難する住民等は、避難退域時検査場所を経由し、検査済証等を受け取らなければならない。

カ 安定ヨウ素剤服用指示がある場合は、安定ヨウ素剤を服用してから避難するものとする。

（２）バス等による集団広域避難

1) バス等による集団避難方法



ア 自家用車等による避難が困難である者のうち、自ら、若しくは他の支援等により移動が可能な者は、地区ごとに市であらかじめ定められたバス等の避難のための集合場所となる一時集合場所（以下「一時集合場所」という。）に徒歩又は家族、若しくは避難支援関係者等の支援により集合するものとする。一時集合場所は、表7のとおり。

イ 一時集合場所からのバス等による避難(以下「バス等による避難」という。)は、県又は市が確保したバス等を使用するものとし、あらかじめ市が指定する避難先施設へ避難を実施するものとする。また、市はバス運転手等に対し、避難ルートや避難退域時検査場所等をあらかじめ指示しておかなければならない。

ウ 放射性物質が浮遊している環境下では、車内への外気進入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を住民等が協力し避難しなければならない。

エ バス等による避難をする住民等は、避難退域時検査場所を經由し、「放射性物質が放出される前に避難した証明書」等を受け取らなければならない。

オ 安定ヨウ素剤服用指示がある場合は、安定ヨウ素剤を服用してから避難するものとする。

2) 一時集合場所の開設及び運営

ア 市は、一時集合場所の開設手順、市職員の配備及び配備要員との連絡手段等、マニュアル等によりあらかじめ定めておくものとする。

イ 一時集合場所の運営は、市職員を含む市災害対策本部要員によることを基本とするが、国、県、方面隊及び自主防災会等との連携、協力により受付、名簿の作成や避難者の把握等の業務を行うものとする。

表7 バス避難のための集合場所となる一時集合場所⁹

地 区	町内会	一時集合場所		電話（IP 無線）
池新田	東 町 本 町 早苗町 中 町 大 山	浜岡中学校	池新田 3923-1	0537-86-3355 （無線 640）
高 松	門 屋 塩 原 合 戸	高松地区センター	門屋 2060-2	0537-86-4949 （無線 720）
佐 倉	佐倉一区 佐倉二区 佐倉三区 桜ヶ池	佐倉地区センター	佐倉 3617-1	0537-86-2304 （無線 730）
比 木	比木原 上比木 下比木	比木地区センター	比木 2836-5	0537-86-3463 （無線 740）
朝比奈	朝比奈原 上朝比奈 下朝比奈	朝比奈地区センター	上朝比奈 2681-1	0537-86-3365 （無線 750）
新 野	新野西 新野東 新野南	新野地区センター	新野 789-1	0537-86-2024 （無線 760）
御前崎	上岬区 下岬区 大山区 西側区 女岩区 広沢区	御前崎小学校	御前崎 3556	0548-63-2007 （無線 633）
白 羽	新谷区 薄原区 中原区 白羽区 白浜区 新神子区	白羽小学校	白羽 3521-3	0548-63-2177 （無線 634）

⁹ 一時集合場所：一時集合場所は、原子力災害時に自家用車等による避難が困難な住民等が、バス等によって集団避難を行うために参集する場所である。
複合災害の場合において、施設被害の状況により開設できない場合があるときは、学校・幼稚園・保育園・養護施設など市災害対策本部が他の施設を指定し、開設する。

3) バス等による避難の手段

ア 県は、国及び関係機関等の協力により、バス等による避難におけるバス及びバスの運転手等の避難手段を確保するものとし、市と連携しながら一時集合場所や学校など必要な場所に手配しなければならない。

イ 市は、国、県及び関係機関等の連携、協力により、鉄道や船舶等の避難手段が確保できた場合は、積極的に活用することとし、一時集合場所から最寄りの駅や港等までのシャトルバス等によるピストン輸送による移動手段の確保や、市が指定する避難先施設の最寄りの駅や港等から避難先施設までのシャトルバス等の移動手段の確保等、状況に応じて住民輸送方法を決定するものとする。

6 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県がU P Z 境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、静岡県が避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、U P Z の東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表 8 のとおり。

表 8 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	日本坂 P A、日本平 P A
	新東名高速道路	藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A
	国道 1 号	うぐいす P A、県工業技術研究所
	国道 150 号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路	遠州豊田 P A、三方原 P A、浜名湖 S A、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町 P A、浜松 S A
	国道 1 号	(調整中)
	国道 150 号	竜洋海洋公園
	県道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

(2) 実施方法

静岡県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成 29 年 1 月 30 日）に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（O I L 4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。ただし、放射性物質の放出前に避難した場合には、検査を省略することができ、その旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、静岡県が別途、実施要領を定めるものとする。

7 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせて活用することに留意の上、県及び市は、原則として、以下により安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

(1) 事前配布体制の整備

- 1) 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、病院、救護所等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- 2) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県と連携し、対象となる住民に説明会を開催し、原則として医師による説明を行う。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無の把握に努める。
- 3) 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限（丸剤は5年、ゼリー剤は3年）ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転入者、転出者に対する速やかな安定ヨウ素剤の配布、回収に努める。

(2) 緊急時の安定ヨウ素剤の服用指示

県及び市は、全面緊急事態に至った時点で、原則として国の指示に基づき、直ちに安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者は、安定ヨウ素剤を服用する必要がない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

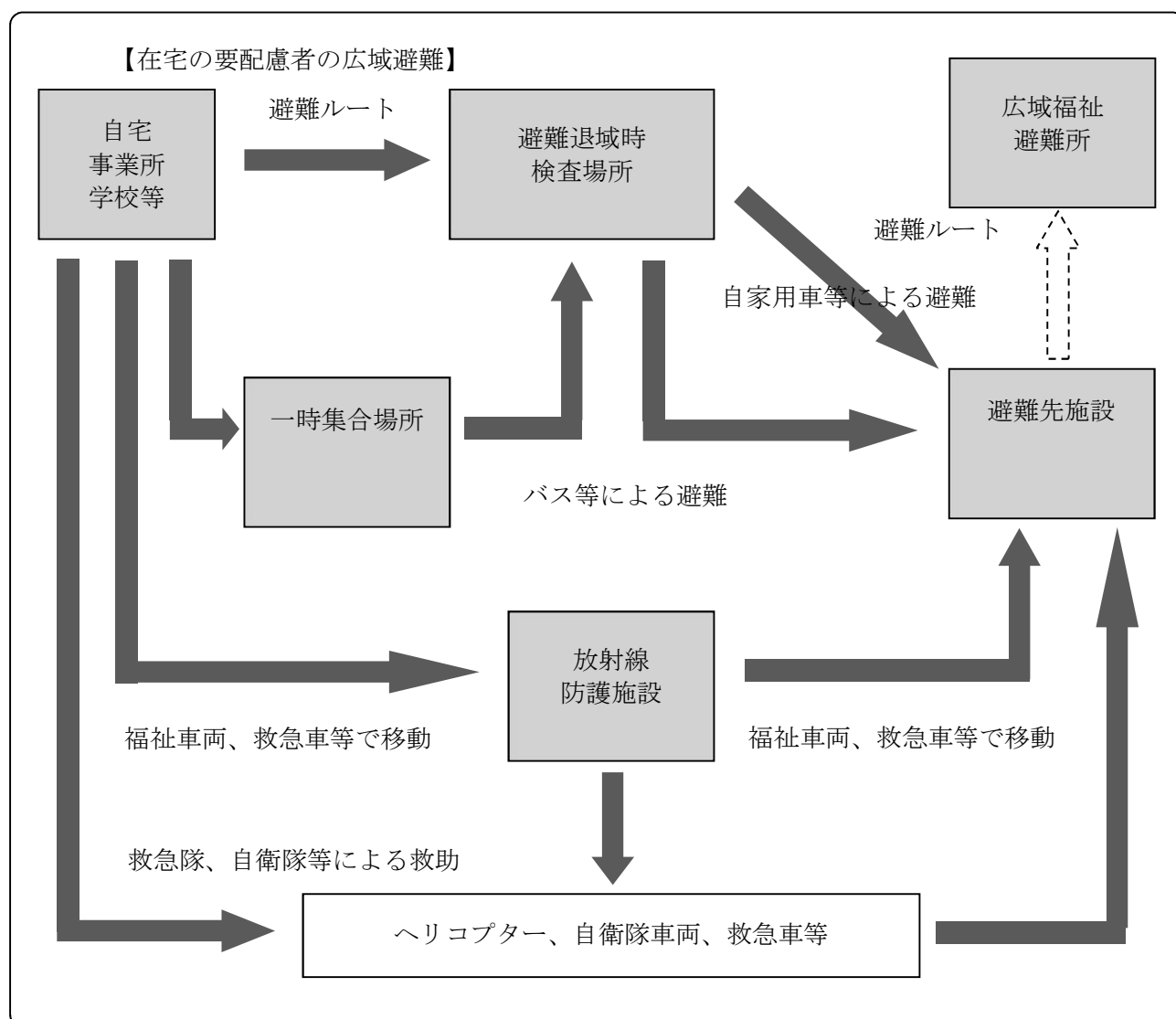
8 要配慮者等の広域避難

(1) 在宅の要配慮者の広域避難

1) 用語の定義

- ア 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- イ 避難行動要支援者とは、要配慮者の中でも自ら避難することが困難な者をいう。
- ウ 施設敷地緊急事態要避難者とは、避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

2) 在宅の要配慮者の避難方法、避難手段等



【避難行動要支援者】

在宅の要配慮者のうち、自家用車等による避難又はバス等による避難が可能な避難行動要支援者は、家族、若しくは避難支援関係者等の支援により避難を実施するものとする。

バス等による避難が可能な避難行動要支援者のうち、避難指示等の発令により一時集合場所への参集が速やかにできない者は、家族、若しくは避難支援関係者等と共に一時集合場所へ早めに移動し、一時集合場所において待機するものとする。この場合において、一時集合場所の開設に関する情報に十分に注意しなければならない。

避難行動要支援者のうち、家族、若しくは避難支援関係者等の支援により、自家用車等による避難又はバス等による避難が困難な者は、市災害対策本部に支援要請を行わなければならない。この場合において、建物内で屋内退避するなど安全を確保し、救助を待たなければならない。市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に避難行動要支援者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプター、自衛隊車両及び救急車等の避難手段を確保するものとする。

【施設敷地緊急事態要避難者】

在宅の要配慮者のうち、自家用車等による避難又はバス等による避難が困難な施設敷地緊急事態要避難者は、市災害対策本部に支援要請を行わなければならない。この場合において、建物内で屋内退避するなど安全を確保し、救助を待たなければならない。市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に施設敷地緊急事態要避難者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプター、自衛隊車両及び救急車等の避難手段を確保するものとする。

【その他在宅の要配慮者】

在宅の要配慮者のうち、自らにより移動が可能な者は、自家用車等による避難又はバス等による避難を実施するものとする。

【避難により健康リスクが高まる要配慮者】

在宅の要配慮者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、家族、若しくは避難支援関係者等と共に表9に示す放射線防護対策工事が完了している施設（以下「放射線防護施設」という。）へ移動を実施するものとする。この場合において、放射線防護施設の開設に関する情報に十分注意しなければならない。

放射線防護施設へ搬送するための自家用車又は支援者の車両等が確保できない場合は、市災害対策本部に支援要請を行わなければならない。市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に避難により健康リスクが高まる要配慮者を搬送する車両の要請を行い、福祉車両及び救急車等の搬送車両を確保するものとする。

市は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や必要に応じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる要配慮者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

3) 放射線防護施設の開設及び運営

ア 市は、放射線防護施設の開設手順、市職員の配備及び配備要員との連絡手段等、マニュアル等によりあらかじめ定めておくものとする。

イ 放射線防護施設の運営は、放射線防護施設の施設管理者又は市職員を含む市災害対策本部要員によることを基本とするが、国、県、方面隊及び自主防災会等と連携、協力により受付、名簿の作成や避難者の把握などの業務を行うものとする。

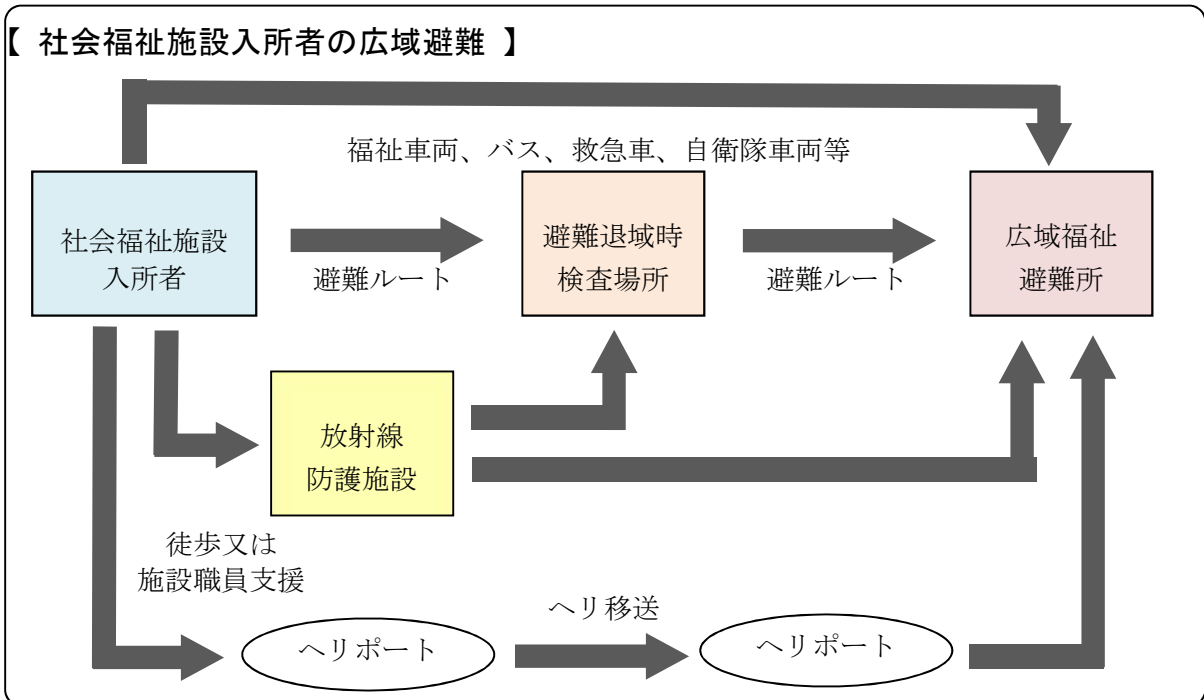
4) 広域福祉避難所への移動

ア 避難生活に配慮が不要な要配慮者は、一般の避難所に入所するものとする。

イ 避難生活に配慮が必要な要配慮者については、避難先施設に到着後、自身又は家族等の同乗者、若しくは避難支援関係者等が避難先施設の責任者又は要員に対し、要配慮者が同乗していることを告げ、避難生活に配慮が必要な要配慮者が入所するために開設された広域福祉避難所の位置及びルート等に関する説明や誘導等の指示を受けてから移動するものとする。

(2) 社会福祉施設利用者の広域避難

1) 社会福祉施設入所者の避難方法、避難手段等



ア 各社会福祉施設であらかじめ定める避難計画に従い、【5 住民（一般）の広域避難】の例による避難ルートにより、広域福祉避難所へ直接広域避難を実施するものとする。なお、避難に伴うリスクの軽減のため、広域福祉避難所における受入準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから避難を実施するものとする。なお、適切な搬送体制が整うまでは屋内退避を行うものとする。

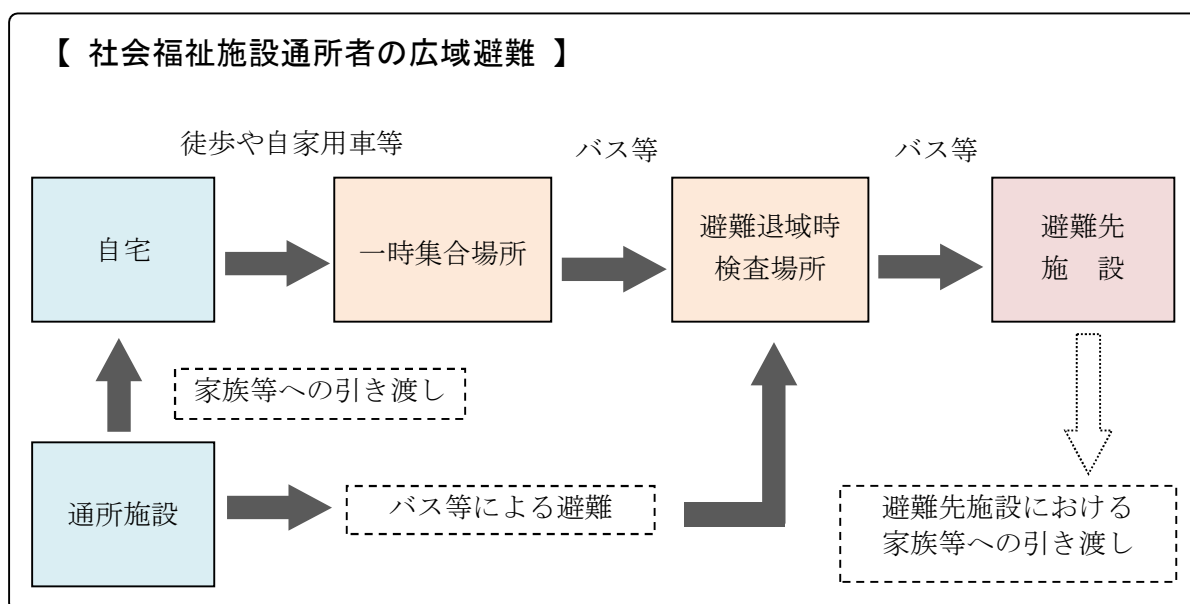
イ 入所者のうち、ヘリコプターによる搬送を必要とする場合は、あらかじめ市が定めたヘリポートから広域福祉避難所近隣のヘリポートまで搬送するものとする。

ウ 福祉車両等の避難手段を自ら確保できない社会福祉施設は、市と連携しながら必要に応じて国、県及び関係機関等の協力を得て、バスやヘリコプター等の避難手段を確保するものとする。

エ 放射線防護施設となっている社会福祉施設の入所者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、屋内退避したうえで安全を確保し、そのまま放射線防護施設に待機するものとする。

オ 放射線防護施設となっている社会福祉施設責任者は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や、必要に応じて市災害対策本部を通じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる入所者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

2) 社会福祉施設通所者の避難方法、避難手段等



ア 通所施設は、表4にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、家族等へ引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者は、屋内退避とする。

イ 施設に利用者等がいる時点で表4の施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示を受けたときには、適切な搬送体制が整ってから利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

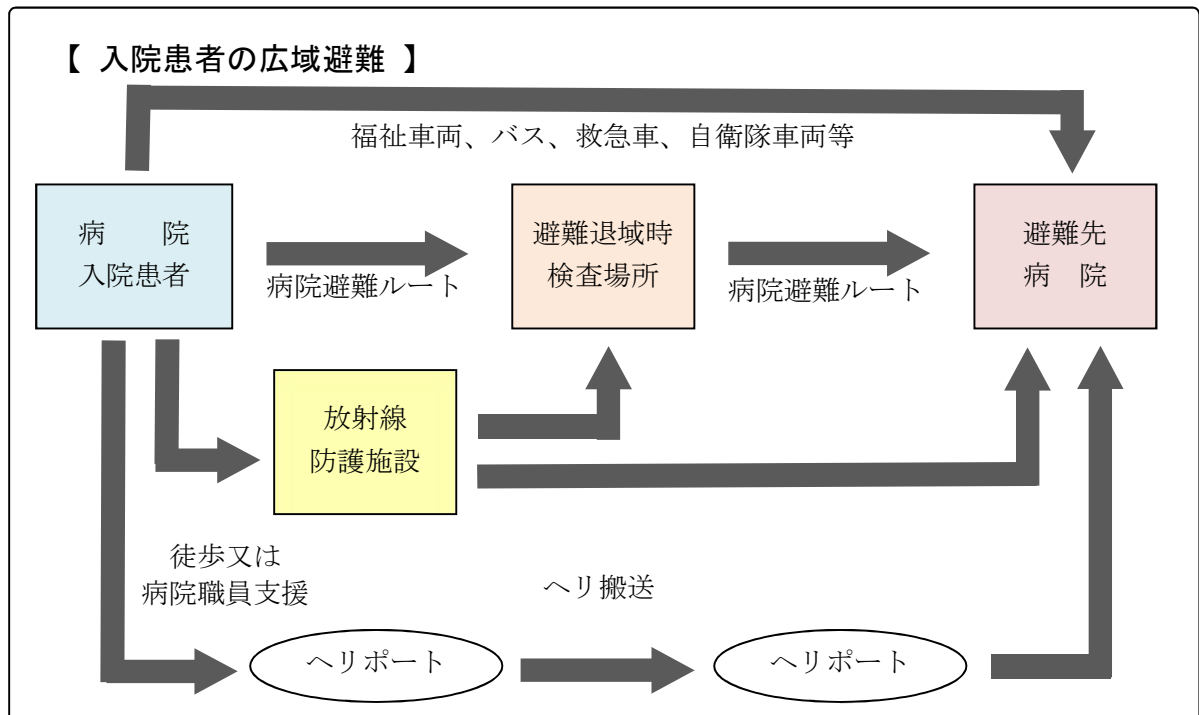
エ 福祉車両等の避難手段を自ら確保できない社会福祉施設は、市と連携しながら必要に応じて国、県及び関係機関等の協力を得て、バスやヘリコプター等の避難手段を確保するものとする。

オ 放射線防護施設となっている社会福祉施設の通所者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、屋内退避したうえで安全を確保し、そのまま放射線防護施設に待機するものとする。

カ 放射線防護施設となっている社会福祉施設責任者は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や、必要に応じて市災害対策本部を通じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる通所者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

(3) 病院入院患者の広域避難

1) 病院の入院患者の避難方法、避難手段等



ア 病院であらかじめ定める避難計画に従い、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、広域避難を実施するものとする。

イ 病院の入院患者の場合においては、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の体調も異なることから、あらかじめ県が定める避難先病院（発電所から31km圏外に位置する病院）へ直接広域避難を実施するものとする。なお、避難に伴うリスクの軽減のため、避難先病院における受入準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから避難を実施するものとする。なお、適切な搬送体制が整うまでは屋内退避を行うものとする。

ウ 入院患者のうち、ヘリコプターによる搬送を必要する場合は、あらかじめ市が定めたヘリポートから避難先病院近隣のヘリポートまで搬送するものとする。

エ 放射線防護施設となっている病院の入院患者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、屋内退避したうえで安全を確保し、そのまま放射線防護施設に待機するものとする。

オ 放射線防護施設となっている病院責任者は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や、必要に応じて市災害対策本部を通じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる入院患者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

表9 放射線防護施設¹⁰

地区	施設名称	種別	収容人数	住所	電話（IP無線）
池新田	社会福祉法人 賛育会 東海清風園	入所	178	池新田4094	0537-86-3286 (無線920)
池新田	市立御前崎総合病院	入院	100	池新田2060	0537-86-8511 (無線800)
池新田	御前崎市総合保健福祉センター	入所 参集	104 80	池新田2070	0537-86-8822 (無線811・812)
池新田	御前崎市役所西館	参集	130	池新田5585	0537-85-1119 (無線110・111)
池新田	御前崎市消防庁舎	—	—	池新田5151-1	0537-85-2119 (無線822)
高松	高松体育館	参集	116	門屋2060-2	0537-86-4949 (無線720)
佐倉	佐倉地区センター	参集	33	佐倉3617-1	0537-86-2304 (無線730)
比木	比木体育館	参集	140	比木2836-5	0537-86-3463 (無線740)
朝比奈	朝比奈体育館	参集	128	上朝比奈2681-1	0537-86-3365 (無線750)
新野	新野地区センター・ 体育館	参集	126	新野789-1	0537-86-2024 (無線760)
御前崎	社会福祉法人 御前崎 厚生会 灯光園	入所	80	御前崎35-37	0548-63-3729 (無線921)
御前崎	ナッシングホーム静養館御前 崎マンションビュー	入所	80	御前崎32-20	0548-55-5111 (無線922)
御前崎	御前崎小学校体育館	参集	152	御前崎3556	0548-63-2007 (無線633)
白羽	白羽地区センター	参集	120	白羽5403-20	0548-63-3690 (無線780)
白羽	御前崎ふれあい福祉 センター（なごみ）	参集	240	白羽5402-10	0548-63-6860 (無線430)
白羽	白羽小学校体育館	参集	137	白羽3521-3	0548-63-2177 (無線634)

御前崎市消防庁舎は避難の際に、避難者が屋内退避する施設ではない。

種別が入所の収容人数は施設入所者の定員数を記載している。

複合災害の場合において、施設被害の状況により開設できない場合は、市災害対策本部が他市町等の施設に要請し、指定・開設する。

¹⁰ 放射線防護施設：放射線防護施設は、自家用車等による避難又はバス等による避難が難しい要配慮者のうち、放射線防護施設への避難が可能な者及び社会福祉施設等への入所者が、一時滞在及び屋内退避を継続して行うために参集する場所である。

(4) 外国人の広域避難

1) 情報提供等

- ア 市及び県は、外国人に対して発電所における事故の状況、避難準備及び広域避難等の指示が正確に伝わるよう適切な情報提供を行うものとする。
- イ 市及び県は、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮しなければならない。また、市は、平時より外国人に対して広域避難に関するパンフレット等を配布するなど情報発信に努めるものとする。

2) 避難方法等

- ア 自らが自家用車等を運転できる外国人又は自家用車等に同乗することで避難が可能な外国人の避難は、自家用車の利用を前提とし、避難方法については、【5 住民（一般）の広域避難（1）自家用車等による広域避難】の例による。
- イ 自家用車等による避難が困難な外国人のうち、自ら若しくは他の支援等により移動が可能な外国人は、バス等によって避難するため、避難方法については、【5 住民（一般）の広域避難（2）バス等による集団広域避難】の例による。
- ウ 自家用車若しくはバス等による避難が困難な外国人の避難方法は、【8 要配慮者等の広域避難（1）在宅の要配慮者の広域避難】の例による。
- エ 避難の対応にあたっては、言語が理解できないことにより対応する要員と意思疎通が図れないことも想定されるため、近隣住民等の協力を得る等、柔軟な対応に努めるものとする。

9 学校等の広域避難

高校・中学校・小学校・幼稚園・保育園・こども園（以下「学校等」という。）は、生徒、児童及び園児（以下「生徒等」という。）を安全な下校または保護者等に安全に引き渡すことを目的とし、各学校等において事前に定める原子力災害時対応マニュアルに従い対応するものとする。

学校等は、保護者に対して災害時における学校等の対応等について、あらかじめ説明しておくことが重要である。

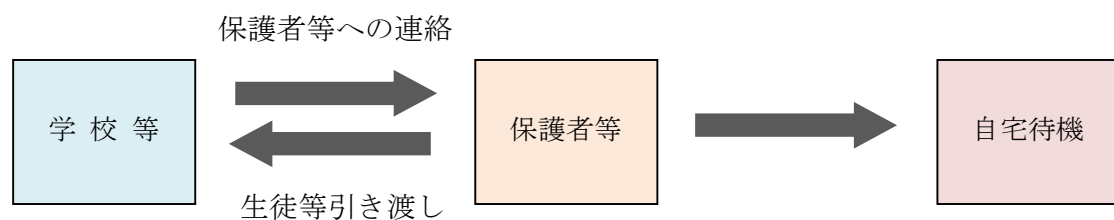
学校等の避難体制について、基本的な流れを以下に示す。

【警戒事態】

学校等は、表4にある警戒事態となり、市及び県の指示があった時点から授業・保育を中止し、保護者等に連絡をとり、生徒等の下校または保護者等への直接引き渡しを開始する。

この場合において、学校等は、保護者等や生徒等に対して、自宅待機した上で市等からの原子力災害情報等に注意するよう促すものとする。

【警戒事態における学校等の避難体制】



【施設敷地緊急事態】

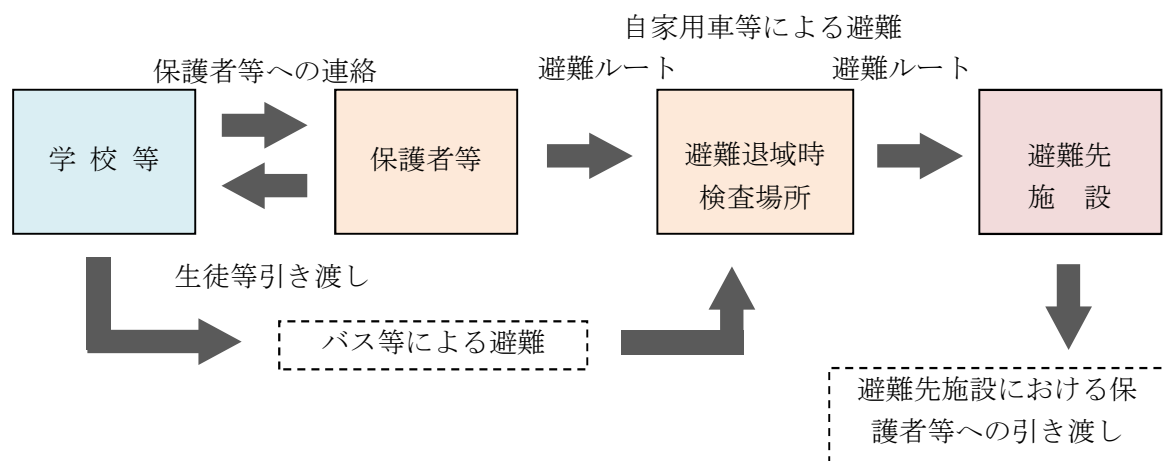
原子力事故等の進展により、表4にある施設敷地緊急事態となった場合、若しくは施設敷地緊急事態となることが見込まれる場合について、学校等は、教員等の数及び保護者等に引き渡すことができなかった学校等に残っている生徒等の数について、速やかに市災害対策本部へ連絡し、市及び県等が優先的に確保したバス等によって避難を実施するものとする。また、市はバス運転手等に対し、避難ルートや避難退域時検査場所等を指示するものとする。

学校等は、保護者等に対してあらかじめ定める連絡方法により、避難の準備を整えてから生徒等を迎えに来るよう促すものとする。また、生徒等のバス等による避難が開始された場合は、指定された避難先施設において生徒等を保護者等に引き渡すものとする。

【全面緊急事態】

原子力事故等の進展により、表4にある全面緊急事態となった場合、若しくは全面緊急事態となることが見込まれる場合について、学校等は、保護者等に対してあらかじめ定める連絡方法により、生徒等の避難状況について保護者等へ連絡するものとし、学校等に生徒等を迎えに来た保護者等と生徒等は、市が指定する避難先施設へ避難を実施するよう促すものとする。また、生徒等のバス等による避難が開始又は完了している場合は、指定された避難先施設において生徒等を保護者等に引き渡すものとする。

【施設敷地緊急事態における学校等の避難体制】及び 【全面緊急事態における学校等の避難体制】



10 一時滞在者（観光客等）への対応

一時滞在者への対応

（１）一時滞在者への情報提供及び早期帰宅の呼びかけ等

市及び県は、観光客等の一時滞在者に対して、原子力災害に至る可能性がわずかでも認められる段階で、速やかに報道機関、観光施設、観光関連団体、公共交通機関等に市が利用できる情報伝達手段により、発電所における事故の状況の周知を行うとともに、自家用車若しくは公共交通手段により早期に帰宅するよう情報提供を行う。

（２）避難方法等

- 1) 自らが自家用車等を運転できる一時滞在者又は自家用車等に同乗することで避難が可能な一時滞在者の避難は、自家用車の利用を前提とし、避難方法等については、【**５ 住民（一般）の広域避難（１）自家用車等による広域避難**】の例による。
- 2) 自家用車等による避難が困難な一時滞在者は、公共交通機関を利用し、出来るだけ早期に帰宅するよう促すものとする。
- 3) 公共交通機関が停止した場合における自家用車等による避難が困難な一時滞在者は、バス等によって避難するため、避難方法については、【**５ 住民（一般）の広域避難（２）バス等による集団広域避難**】の例による。ただし、避難先施設へは一時的な滞在とし、市は、避難先施設から公共交通機関を利用し、早期に帰宅するよう促すものとする。

11 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画へ反映するとともに関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

(1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 1) 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開等）
- 2) 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- 3) 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- 4) 家畜、ペットについての検討
- 5) 避難後における市内の防災・防犯体制の確立
- 6) 避難指示区域外における御前崎市災害対策本部移転場所の確保及び移転のタイミング

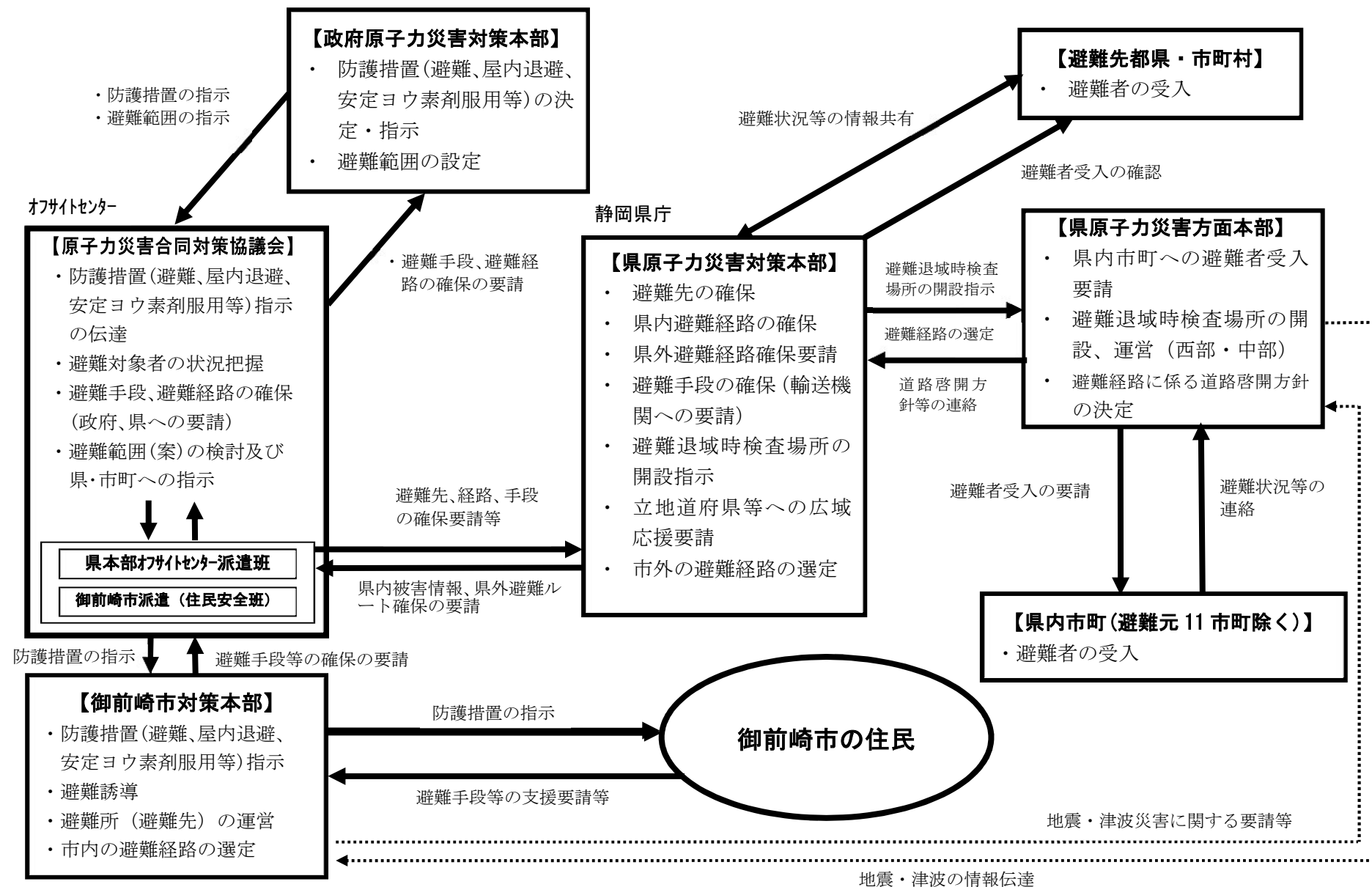
(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- 1) 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 2) 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図 1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	災害対策基本法 原子力災害対策特別措置法 防災基本計画原子力災害対策編 原子力災害対策指針 関係省庁防災業務計画	原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会） 原子力緊急事態等現地対応マニュアル（静岡県オフサイトセンター）	浜岡地域の緊急時対応（内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）
県	静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻 浜岡地域原子力災害広域避難計画 静岡県緊急時モニタリング計画	静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領 避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領 住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」 安定ヨウ素剤取扱いマニュアル 緊急被ばく医療活動実施要領 学校等の避難計画策定マニュアル → A 病院の避難計画策定マニュアル → B 社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C 緊急時モニタリング実施要領	
市	御前崎市地域防災計画原子力災害対策編 御前崎市原子力災害広域避難計画	御前崎市原子力災害（警戒）対策本部運営要領 等	
施設	→ A 各学校等の避難計画 → B 各病院の避難計画 → C 各社会福祉施設の避難計画		

別図2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



参考資料 1 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		P A Z	U P Z
E A L _E に基づく避難等	警戒事態（EAL 1 AL） 例）御前崎市で震度 6 弱以上の地震発生	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態（EAL 2 SE） （特定事象通報時（原災法 ¹² 10 条）） 例）全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者 ¹³ の避難実施 住民等 ¹⁴ の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態（EAL 3 GE） （原子力緊急事態宣言発令時（原災法 15 条）） 例）原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
O I L _E に基づく避難等	O I L 1 500 μ Sv/h 超過 （地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率（1 時間値） ¹⁶ ）	—	基準に該当した区域の住民等の避難（数時間内を目途に区域を特定し、速やかに（1 日を目安）避難を実施）
	O I L 2 20 μ Sv/h 超過 （地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率（1 時間値） ¹⁶ ）	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転（1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施）

¹¹ E A L（Emergency Action Level）：原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

¹² 原災法：原子力災害対策特別措置法

¹³ 施設敷地緊急事態要避難者：要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

¹⁴ 住民等：当該区域の住民及び旅行者、通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

¹⁵ O I L（Operational Intervention Level）：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

¹⁶ O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

参考資料２ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、保育所、福祉施設）に関する資料
（１）幼稚園、保育園、認定こども園

No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職員数(人)	乳児・幼児数(人)	建築物造
1	西側区	5km圏	東南東	白羽保育園	白羽3576-1	0548-63-3023	20	66	W
2	西側区	10km圏	東南東	御前崎こども園(乳児棟)	御前崎2936-2	0548-63-2386	9	22	W
3	西側区	10km圏	東南東	御前崎こども園(幼児棟)	御前崎78-27	0548-63-2342	16	61	RC
4	佐倉三区	5km圏	北東	さくらこども園	佐倉888-1	0537-86-3036	39	134	S
5	桜ヶ池	5km圏	北東	御前崎白百合保育園	佐倉4919-1	0537-29-7837	14	16	W
6	上朝比奈	10km圏	北	北こども園	上朝比奈2692-12	0537-86-3234	11	54	S
7	本町	5km圏	北北西	はまおか幼稚園	池新田5814	0537-86-2049	16	83	S
8	中町	5km圏	北西	やまもも保育園	池新田2451-3	0537-28-7576	34	122	S
9	池新田	5km圏	北西	L E A P e n	池新田3222-2	0537-77-9805	15	18	W
10	池新田	5km圏	北西	うみがめ保育園	池新田460-12	0537-77-9394	11	12	W
11	塩原新田	5km圏	北西	高松保育園	門屋2070-19	0537-86-7878	23	74	S
合 計							208	662	

（２）小学校、特別支援学校

No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職員数(人)	児童・生徒数(人)	建築物造
1	白羽区	5km圏	東南東	白羽小学校	白羽3521-3	0548-63-2177	23	219	RC
2	西側区	10km圏	東南東	御前崎小学校	御前崎3556	0548-63-2007	19	176	RC
3	佐倉一区	5km圏	北東	浜岡東小学校	佐倉1403-1	0537-86-3462	32	281	RC
4	中町	5km圏	北北西	県立掛川特別支援学校御前崎分校	池新田2907-1	0537-85-7400	21	36	RC
5	大山	5km圏	北北西	第一小学校	池新田1520	0537-86-2052	48	583	RC
6	下朝比奈	10km圏	北北西	浜岡北小学校	下朝比奈753	0537-86-3364	21	167	RC
合 計							164	1,462	

（３）中学校、高等学校

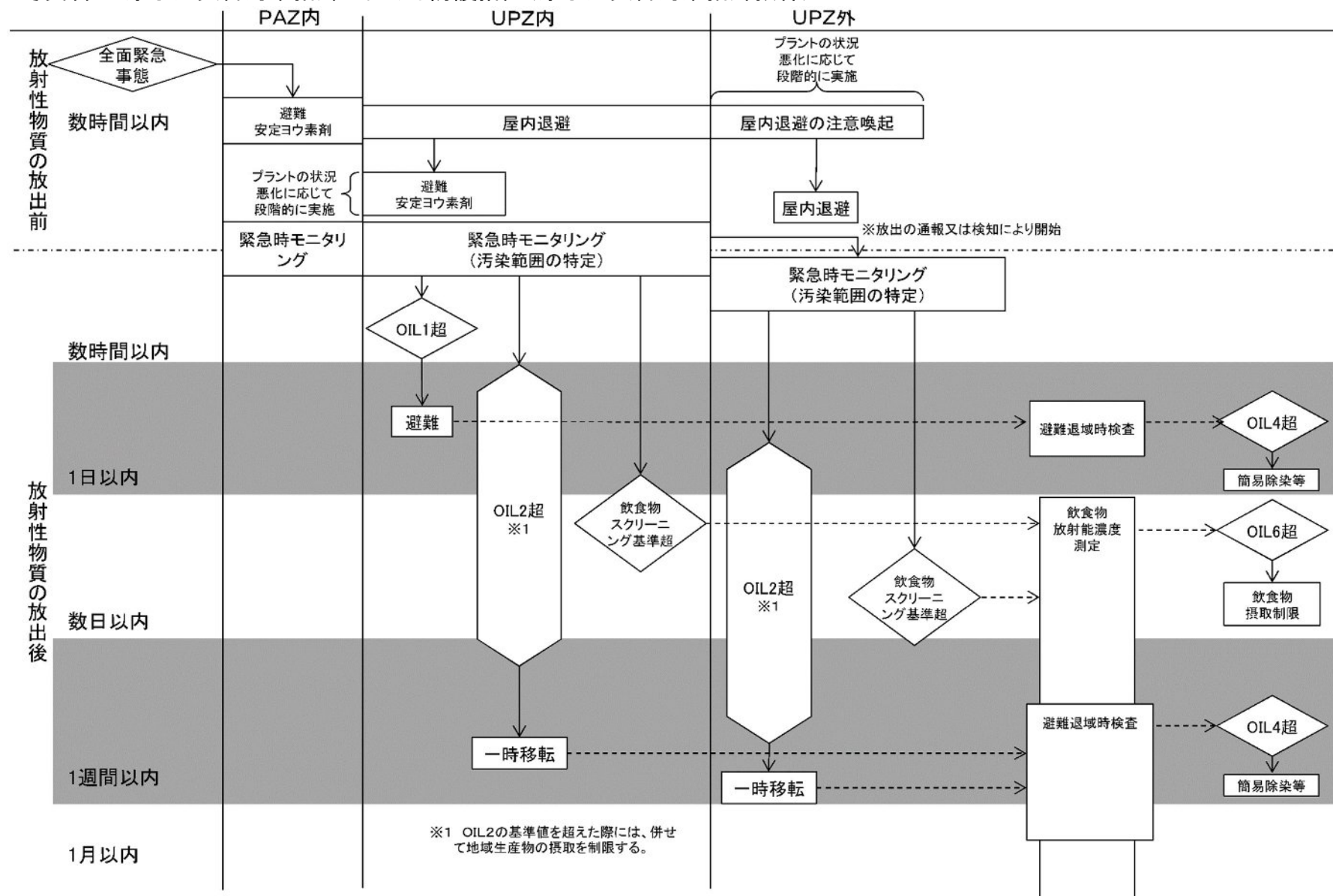
No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職員数(人)	生徒数(人)	建築物造
1	本町	5km圏	北北西	浜岡中学校	池新田3923-1	0537-86-3355	45	515	RC
2	中町	5km圏	北北西	池新田高等学校	池新田2907-1	0537-86-2460	29	328	RC
合 計							74	843	

(4)福祉施設

No	自治区等 の名称	発電所か らの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	職員数 (人)	入所者数 (人)	通所者数 (人)	建 構 造
1	白羽区	5km圏	東南東	デイサービス 御前崎亀松亭	白羽7778-1	0548-63-1008	6		38	W
2	白羽区	5km圏	東南東	有料老人ホーム 御前崎一松亭	白羽7778-1	0848-63-1008	3	38		W
3	新谷区	10km圏	東南東	グループホーム 磯薬の	白羽5522-5	0548-63-1120	12	27		S
4	新谷区	10km圏	東南東	御前崎ふれあ 福祉センターい	白羽5402-10	0548-63-5294	3		15	R C
5	新谷区	10km圏	東南東	デイサービス げんきの郷	白羽4511-1	0548-63-1213	10		27	W
6	薄原区	10km圏	東南東	通所系就労B(精神障 居処どこでい	白羽5372-28	0548-63-5790	7		26	W
7	薄原区	10km圏	東南東	計画相談支援事業 生活支援センター いつでもおま	白羽5372-28	0548-63-5790	2		0	W
8	薄原区	10km圏	東南東	有限会社通所 介護ケアセン お達者クラ	白羽5941-1	0548-63-5505	3		10	W
9	広沢区	10km圏	東南東	灯台光 デイサービスセン ター	御前崎83-2	0548-63-6002	12		40	R C
10	大山区	10km圏	東南東	特別養護老人 灯台光ホーム	御前崎35-37	0548-63-3729	44	80		R C
11	大山区	10km圏	東南東	通所系就労B(知的障 草笛の会 はまおか作業所	御前崎3017-2	0548-63-5587	2		12	S
12	大山区	10km圏	東南東	グループホーム(知的障 草笛の会 つばきの家	御前崎3017-8	0548-63-5811	3	4		W
13	下岬区	10km圏	東南東	ナーシングホーム 御前崎オーシャン 静養館	御前崎32-20	0548-55-5111	38	80		R C
14	西側区	10km圏	東南東	企業組合より (デイサービス みち)	御前崎2947-7	0548-63-5359	8		20	W
15	佐倉三区	5km圏	北東	佐 デイサービス センター	宮内70	0537-85-8120	19		34	R C
16	佐倉三区	5km圏	北	通所系就労B(知的障 草笛の会 はまおか作業	佐倉1046-1	0537-85-6511	6		25	S
17	佐倉三区	5km圏	北	通所系生活介護(知的障 草笛の会 はまおか作業	佐倉1046-1	0537-85-1795	2		5	S
18	佐倉三区	5km圏	北	グループホーム(知的障 草笛の会 さくらの家	佐倉1046-1	0537-86-7110	2	8		S
19	桜ヶ池	5km圏	北	デ イ サ ロ ン あ か り	佐倉4800-1	0537-85-5666	11		33	W
20	桜ヶ池	5km圏	北	放課後等 リカバリー・ デイサービス 佐倉	佐倉1213-2	0537-29-7150	8		23	R C
21	桜ヶ池	5km圏	北	放課後等 リカバリー 池新田	佐倉1213-2	0537-29-7751	5		17	R C
22	本町	5km圏	北北西	特別養護老人 海清風ホーム	池新田4094	0537-86-3286	63	178		R C
23	本町	5km圏	北北西	池 新 田 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	池新田4089	0537-86-8121	23		54	R C
24	本町	5km圏	北北西	自立支援通所サ ービスひだまり	池新田3992-3	0537-85-8777	2		8	W
25	本町	5km圏	北北西	グ ル ー プ ホ ー ム し お さ い の 家	池新田7449-1	0537-85-6411	7	9		W
26	本町	5km圏	北北西	放課後等 ひまわり浜岡 デイサービス校	池新田2001-1	0537-86-7000	11		39	W
27	東町	5km圏	北北西	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 平 成 園	池新田4139-1	0537-85-7280	18		45	S
28	早苗町	5km圏	北北西	地 域 密 着 型 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム は ま ひ る が お	池新田460-1	0537-86-7120	26	28		S

No	自治区等の 名 称	発電所か らの距離	方位	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	職 員 数 (人)	入 所 者 数 (人)	通 所 者 数 (人)	建 物 造
29	早苗町	5km圏	北北西	小規模多機能ホーム は ま な で し こ	池新田459-1	0537-77-9462	10		29	W
30	新野東	10km圏	北北西	こども発達センターみな み え	新野1877-7	0537-85-1200	28		56	S
31	中町	5km圏	北西	コンパスウォーク御前崎	池新田3960-1	0537-29-8705	6		24	S
32	大山	5km圏	北西	御前崎市総合 (療 養 病 棟)	池新田2070	0537-86-8630	16	44		R C
33	大山	5km圏	北西	御前崎市総合 (老 人 保 健 施 設 は ま お か)	池新田2070	0537-86-8630	23	40		SRC
34	大山	5km圏	北西	御前崎市総合 (通 所 リ ハ は ま お か)	池新田2070	0537-86-8630	14		55	SRC
35	大山	5km圏	北西	グ ル ー プ ホ ー ム 浜 岡	池新田2104-1	0537-85-0211	14	27		S
36	大山	5km圏	北西	老 人 福 祉 セ ン タ ー	池新田1359-1	0537-86-8066	4		50	R C
37	大山	5km圏	北西	通所系就労B(精神障がい者) M ネ ッ ト 東 遠 工 房 し お さ	池新田4874-1	0537-85-3670	8		39	S
38	中町	5km圏	北西	放課後等デイサービス あおい放課後スクール御前崎 ひ る が お 校	池新田3287-3	0537-25-7167	5		10	S
39	中町	5km圏	北西	計 画 相 談 支 援 事 業 所 う み が	池新田3287-3	0537-25-7167	2		0	S
40	東町	5km圏	北西	放課後等デイサービス 子どもハウスULU池新田	池新田3488-12	0538-85-3177	4		9	W
41	東町	10km圏	北西	計 画 相 談 支 援 事 業 所 相 談 支 援 事 業 所 A L A	池新田3488-12	0538-85-3177	2		0	W
42	中町	5km圏	北西	児 童 発 達 支 援 ・ 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ぐ り ん	池新田2468-2	070-4409-0806	4	0	0	S
43	大山	5km圏	北西	グループホーム(精神障がい者) M ネ ッ ト 東 遠 風 音 A 棟 ・ B 棟	(A棟) 池新田4821-1 (B棟) 池新田4821-3	0537-29-6556	5	16	6	S
44	大山	5km圏	北西	通所系就労B(身体・精神・知的) ポ ト ラ ッ チ	池新田3239-1	0537-77-8565	5		25	S
45	大山	5km圏	北西	通所系就労A(身体・精神・知的) ポ ト ラ ッ チ	池新田5010-1	0537-77-8565	3	0	3	
46	門屋	5km圏	北西	A Y U M U 門 屋	門屋1712-3	0537-25-6761	3		10	S
47	門屋	5km圏	北西	ナ ー シ ン グ ホ ー ム 静 養 館	門屋1739-1	0537-85-0050	22	36		S
48	塩原新田	10km圏	北西	A Y U M U 塩 原	塩原新田142-1	0537-26-9834	4		10	S
49	塩原新田	10km圏	西北西	有 料 老 人 ホ ー ム 東 寿 園 御 前 崎	塩原新田1349-1	0537-25-6660	8	14		RC
合 計							546	629	797	

参考資料3 原子力災害対策指針における防護措置(原子力災害対策指針抜粋)



参考資料 4 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

（避難、一時移転）

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

（屋内退避）

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

参考資料 6 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する EAL（AL） （AL）=Alert	緊急事態区分における措置の概要
ア 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 イ 原子炉の運転中に保安規定(炉規法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ウ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 エ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 オ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 カ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 キ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ク 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ケ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）第 38 条第 4 項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）第 37 条第 4 項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 コ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 サ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定する重要区域をいう。）におい	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 （PAZ 内の避難の準備に時間を要する要配慮者について避難等の準備を開始）

て、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 シ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ス 御前崎市において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 セ 御前崎市の海岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ソ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 タ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 チ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ツ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
--	--

ア～キ、ケ～シ及びチは、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合している場合に適用される。

クは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用される。

ス～タ及びツは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、発電所 1 号機及び 2 号機にはこの規定のみが適用される。

施設敷地緊急事態を判断する E A L (S E) (S E) = Site area Emergency	緊急事態区分における措置の概要
ア 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 イ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ウ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 エ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。 オ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給す	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 （P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい避難を開始する。）

る電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 カ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 キ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ク 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ケ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 コ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 サ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 シ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ス 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 セ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ソ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) タ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
--	--

ア～キ及びケ～セは、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

クは、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

ソタは、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないに関わらず適用される。また、発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

全面緊急事態を判断するEAL（GE） （GE）=General Emergency	緊急事態区分における措置の概要
ア 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 イ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ウ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 エ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 オ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 カ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 キ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ク 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ケ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 コ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 サ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 シ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ス 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 セ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ソ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内（市内全域）の住民避難等の防護措置を行う。 （PAZ内の住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整い次第速やかに避難を実施）

ア～コ、シ及びスは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合している場合に適用される。

サは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用される。

セソは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、発電所 1 号機及び 2 号機にはこの規定のみが適用される。

